

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 修学資金の貸与を受けることができる者の要件を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。  
(第2条関係)
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。